

関西学院後援会規約

(名称及び目的)

第1条 本会は関西学院後援会と称し、学院の教育目的達成のため保護者の立場から後援をなすをもって目的とする。

(会員)

第2条 関西学院大学各学部及び聖和短期大学・関西学院高等部・関西学院中学部・関西学院初等部・千里国際中等部高等部の学生・生徒・児童等の保護者をもって会員とする。

(代議員)

第3条 本会に代議員を置く。
代議員 若干名 各部からそれぞれ会員50名に対し1名の割合をもって推薦し、会員の同意を得る。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。
1 幹事 若干名 代議員の中から代議員会において選出する。
2 常務役員 会長 1名 副会長 2名 会計 1名
会計監査 2名 庶務 若干名
幹事会において互選する
3 相談役 若干名 幹事会において委嘱することができる。
教育振興会会長を相談役とする。

(代議員及び役員の任期)

第5条 代議員及び役員の任期を次のごとく定める。
1 代議員及び幹事の任期はその子女の在学期間とする。
2 常務役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
3 相談役の任期は特に定めない。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し会務を統理し代議員会及び幹事会の議長となる。
副会長は会長を補佐し会長支障あるときはこれを代理する。
幹事は幹事会を組織し会長、副会長と協力し重要な事項を審議する。

(事業)

第7条 本会の事業は第1条の目的達成のため幹事会において協議し、代議員会で決定する。

(総会)

第8条 本会の総会は、代議員会をもってこれに代える。
代議員会 毎年6月定期にこれを開き事業及び会計の報告をするほか、会長が特に必要と認めるときは臨時にこれを開くことがある。

(役員会)

第9条 本会の役員会は次のとおりとする。
1 常務役員会 必要に応じ会長がこれを招集する。
2 幹事会 必要に応じ会長がこれを招集する。

(会計)

第10条 1 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。
2 会費は幹事会において決定し、代議員会の承認を経るものとする。

第11条 本会の事務所は関西学院法人部校友課に置く。

第12条 本会の事務進捗のため幹事会において協議のうえ、細則を設けることができる。

第13条 本会規約の改正を要するときは幹事会において決議し代議員会の承認を経るものとする。

細則

1 会費は保護者から直接関西学院後援会へ払込むものとする。
2 会費の使用については関西学院当局と協議のうえ、幹事会において定める。

1973年6月23日改正
1975年6月21日改正
1982年6月28日改正
1986年6月28日改正
1989年6月24日改正
1991年7月1日改正
2005年4月1日改正
2008年4月1日改正
2009年4月1日改正
2009年6月20日改正
2014年6月21日改正